

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 狭山市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和46年11月11日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input checked="" type="checkbox"/>
団体名	狭山市	職員数 (H22. 4. 1現在)	25
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	63円（21年度）	財力指数	1.034（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財力指数（臨財債振替前）	0.939（22年度）
経常収支比率（%）	95.6（21年度）	実質公債費比率（%）	6.0（22年度）
		将来負担比率（%）	17.7（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財力指数の団体の数値を記入すること。）。また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財力指数（臨財債振替前）については、財力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	狭山市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	狭山市長 仲川幸成
既存計画との関係	狭山市行財政集中改革プラン（平成20年度～平成22年度）
公表の方法等	ホームページ
基本方針	平成23年度から下水道事業に地方公営企業法を適用し、会計方式を公会計方式から企業会計方式に改め、事業の経営状況や財政状況をより明確にすることにより、収入の確保、定員管理及び経費負担区分の適正化を図るとともに、適切な建設投資を推進する。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			195,804.3	195,804.3
	補償金免除額			25,221.0	25,221.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道	105,677.0	173,947.6	235,902.1	515,526.6
	流域下水道	142,544.2	102,153.2	189,020.6	433,718.0
	合 計 (A)	248,221.1	276,100.8	424,922.6	949,244.5
一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	248,221.1	276,100.8	424,922.6	949,244.5

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道	272,886.9	298,543.6	237,566.8	808,997.3
				0	
	合 計 (A)	272,886.9	298,543.6	237,566.8	808,997.3
一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	272,886.9	298,543.6	237,566.8	808,997.3

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道	141,834.0	387,858.5	252,692.4	782,384.7
	流域下水道	22,033.2	55,570.8	57,691.8	135,295.7
	合 計 (A)	163,867.1	443,429.2	310,384.1	917,680.4
一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	163,867.1	443,429.2	310,384.1	917,680.4

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容												
財務上の特徴	<p>県下でいち早く市街化調整区域の整備に着手し、現在は平成20年度から24年度の5ヶ年計画で市街化調整区域第3期整備事業を進めています。平成21年度末の人口普及率は92.9%となり、今後大規模な供用開始はなく、今後の使用料収入の大幅な伸びは見込めない状況である。</p> <p>維持管理費は、今のところ大きな伸びは無いが、維持管理の時代に入っていることは明らかであり、今後の増高は必至である。企業債元利償還金は、近年の低金利により平成15年度をピークに漸減している。また、使用料については、平成20年度の使用料回収率が88.1%で県内(公共)10位であり県内上位に位置しているが、平成23年度からの地方公営企業法の適用後は、「雨水公費・汚水私費」の負担原則に基づき、汚水処理費に対し下水道使用料が適正な水準にあるかどうかの検証・検討を進める必要がある。</p>												
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 622 632 674">課 題</td> <td data-bbox="632 622 1383 674">公営企業法の適用(法適化)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 674 1383 943"> <p>人口普及率が90%を超え、維持管理の時代へと移行している。そのため、公営企業法適用により企業会計方式の導入により、事業の経営状況や財政状態を明確にし、収入の安定的確保、経費負担区分の適正化を図り事業運営の健全化を目指していかなければならない。そのため、平成23年度からの公営企業法の適用に向けて、平成21年度に専門職員を1名増員配置し、市の振興計画にも位置づけて移行を目指している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 943 632 994">課 題</td> <td data-bbox="632 943 1383 994">維持管理計画の作成と管渠更新事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 994 1383 1263"> <p>供用開始以来35年を経過し、現段階では対症的に修繕を行っているが、中長期的な維持管理計画を作成し、効果的、計画的な更新事業を進めていく必要がある。</p> <p>また、下水道台帳の電子化を進め、既設管渠の効率的な維持管理及び計画的な管渠更新を図っていく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1263 632 1314">課 題</td> <td data-bbox="632 1263 1383 1314">水洗化の促進</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1314 1383 1585"> <p>昭和50年代から整備を進めてきたが、供用開始後相当期間経過している未接続家屋が固定化してきている。この間、普及促進員の採用、改造資金助成制度のPR等により促進活動を進めているが、平成21年度末現在、処理可能世帯60,852世帯中未水洗化世帯は1,565世帯あり、うち99%が供用開始後3年以上経過しているものである。</p> <p>平成15年度より水洗化促進を事務事業評価対象事業と位置づけ、全戸訪問、面接を活動指標として取り組み、未水洗化理由等を分析し、未接続理由の解消するように努めている。</p> </td> </tr> </table>	課 題	公営企業法の適用(法適化)	<p>人口普及率が90%を超え、維持管理の時代へと移行している。そのため、公営企業法適用により企業会計方式の導入により、事業の経営状況や財政状態を明確にし、収入の安定的確保、経費負担区分の適正化を図り事業運営の健全化を目指していかなければならない。そのため、平成23年度からの公営企業法の適用に向けて、平成21年度に専門職員を1名増員配置し、市の振興計画にも位置づけて移行を目指している。</p>		課 題	維持管理計画の作成と管渠更新事業	<p>供用開始以来35年を経過し、現段階では対症的に修繕を行っているが、中長期的な維持管理計画を作成し、効果的、計画的な更新事業を進めていく必要がある。</p> <p>また、下水道台帳の電子化を進め、既設管渠の効率的な維持管理及び計画的な管渠更新を図っていく。</p>		課 題	水洗化の促進	<p>昭和50年代から整備を進めてきたが、供用開始後相当期間経過している未接続家屋が固定化してきている。この間、普及促進員の採用、改造資金助成制度のPR等により促進活動を進めているが、平成21年度末現在、処理可能世帯60,852世帯中未水洗化世帯は1,565世帯あり、うち99%が供用開始後3年以上経過しているものである。</p> <p>平成15年度より水洗化促進を事務事業評価対象事業と位置づけ、全戸訪問、面接を活動指標として取り組み、未水洗化理由等を分析し、未接続理由の解消するように努めている。</p>	
課 題	公営企業法の適用(法適化)												
<p>人口普及率が90%を超え、維持管理の時代へと移行している。そのため、公営企業法適用により企業会計方式の導入により、事業の経営状況や財政状態を明確にし、収入の安定的確保、経費負担区分の適正化を図り事業運営の健全化を目指していかなければならない。そのため、平成23年度からの公営企業法の適用に向けて、平成21年度に専門職員を1名増員配置し、市の振興計画にも位置づけて移行を目指している。</p>													
課 題	維持管理計画の作成と管渠更新事業												
<p>供用開始以来35年を経過し、現段階では対症的に修繕を行っているが、中長期的な維持管理計画を作成し、効果的、計画的な更新事業を進めていく必要がある。</p> <p>また、下水道台帳の電子化を進め、既設管渠の効率的な維持管理及び計画的な管渠更新を図っていく。</p>													
課 題	水洗化の促進												
<p>昭和50年代から整備を進めてきたが、供用開始後相当期間経過している未接続家屋が固定化してきている。この間、普及促進員の採用、改造資金助成制度のPR等により促進活動を進めているが、平成21年度末現在、処理可能世帯60,852世帯中未水洗化世帯は1,565世帯あり、うち99%が供用開始後3年以上経過しているものである。</p> <p>平成15年度より水洗化促進を事務事業評価対象事業と位置づけ、全戸訪問、面接を活動指標として取り組み、未水洗化理由等を分析し、未接続理由の解消するように努めている。</p>													
留意事項													

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金							1,200	1,000	630	450
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金							304	313	231	232
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金							520	501	170	120
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金							29	29	116	116
	9. そ の 他										
	計 (A)							2,053	1,843	1,147	918
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)							2,053	1,843	1,147	918
	1. 建 設 改 良 費							2,047	1,734	1,107	950
	うち 職 員 給 与 費							96	96	96	96
	2. 企 業 債 償 還 金							964	1,003	1,039	1,030
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他							75	75	75	75	
計 (D)							3,086	2,812	2,221	2,055	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)							1,033	969	1,074	1,137	
補 て ん 財 源							1,033	969	1,074	1,137	
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金											
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他											
計 (F)							1,033	969	1,074	1,137	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)							17,552	17,549	17,140	16,560	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金							1,036	1,097	1,069	968
	うち 基 準 外 繰 入 金							508	523	536	535
	計							528	574	533	433
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金							304	313	231	232
	うち 基 準 外 繰 入 金							304	313	231	232
	計							1,340	1,410	1,300	1,200

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）
 (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	2,218	2,256	2,578	2,240	2,139	2,171				
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,955	1,930	1,975	1,935	1,892	1,904				
	ア 料 金 収 入	1,784	1,785	1,791	1,777	1,716	1,718				
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	(171)	(145)	(184)	(158)	(176)	(186)				
	(2) 営 業 外 収 益	263	326	603	305	247	267				
	ア 他 会 計 繰 入 金	262	324	597	303	245	266				
	イ そ の 他	1	2	6	2	2	1				
	2 総 費 用 (D)	1,733	1,686	1,670	1,639	1,554	1,758				
	(1) 営 業 費 用	997	969	990	1,001	946	1,164				
	ア 職 員 給 与 費	125	115	113	109	118	121				
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	872	854	877	892	828	1,043				
	(2) 営 業 外 費 用	736	717	680	638	608	594				
	ア 支 払 利 息	73	72	77	77	78	79				
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	640	614	583	529	505	489					
イ そ の 他	23	31	20	32	25	26					
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	485	570	908	601	585	413					
資本的 収 支	1 資 本 的 収 入 (F)	2,017	2,699	2,361	2,157	2,229	2,515				
	(1) 地 方 債	656	819	599	704	1,034	1,268				
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	502	452	143	429	427	383				
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	508	1,118	1,200	770	584	429				
	(6) 工 事 負 担 金	19	19	3	229	27	313				
	(7) そ の 他	332	291	416	25	157	122				
	2 資 本 的 支 出 (G)	2,407	3,048	3,205	2,540	2,829	2,907				
	(1) 建 設 改 良 費	1,539	2,161	1,956	1,697	1,961	1,809				
	ウ ち 職 員 給 与 費	90	87	91	94	96	96				
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	868	887	1,249	843	868	1,098				
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	390	349	844	383	600	392					

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	95	221	64	218	15	21				
積 立 金 (K)	191	310	94	255	16					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	291	195	105	78	42	50				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	195	106	75	41	11	71				
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	31		3							
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	164	106	72	41	11	71			
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	85.3	87.7	88.3	90.2	88.3	76.0				
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,955	1,930	1,975	1,935	1,892	1,904				
地方財政法による資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)			1,995	1,947	1,899	1,904				
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 $((T)/(V) \times 100)$										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	17,837	17,769	17,119	16,980	17,146	17,316				

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	433	469	781	460	421	453				
	うち基準内繰入金	314	301	779	329	322	448			
	うち基準外繰入金	119	168	2	131	99	5			
資 本 的 収 支 分	502	452	143	429	427	383				
	うち基準内繰入金	160	144	30	133	127	341			
	うち基準外繰入金	342	308	113	296	300	42			
合 計	935	921	924	889	848	836				

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)	83.8	83.9	100.4	88.1	87.0	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	
資本費 (円又は%)	68.2	68.1	58.5	57.0	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)							105.8	106.6	105.4	101.6	
営業収支比率(法適用) (%)							132.9	133.9	130.7	124.1	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	85.3	87.7	88.3	90.2	88.3	76.0					
繰入金比率	収益的収入分 (%)	19.5	20.8	30.3	20.5	19.7	20.9	38.0	39.3	38.7	36.4
	うち基準内繰入金 (%)	14.2	13.3	30.2	14.7	15.1	20.6	18.6	18.8	19.4	20.1
	うち基準外繰入金 (%)	5.4	7.4	0.1	5.8	4.6	0.2	19.4	20.6	19.3	16.3
	資本的収入分 (%)	24.9	16.7	6.1	19.9	19.2	15.2	14.8	17.0	20.1	25.3
	うち基準内繰入金 (%)	7.9	5.3	1.3	6.2	5.7	13.6	14.8	17.0	20.1	25.3
	うち基準外繰入金 (%)	17.0	11.4	4.8	13.7	13.5	1.7				

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料の設定方法は、維持管理費100%、資本費50%を見込んで設定した。使用料水準については、使用料回収率が87.0%で県内(公共)でも上位の位置にあり、平成22年度から26年度までの流域維持管理負担金の単価も今までと同じ単価(1m ³ 当たり)のため、据え置きとする。今後の使用料収入については、市街化調整区域第3期整備事業が始まり処理区域内人口が増えていくが、昨今の節水機器の普及等も考慮し据え置きとした。
2 他会計繰入金の見込み	平成23年度からの地方公営企業法の適用に伴い、当面の間、収益的収入の不足分を補うため繰入金の増を見込んだ。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	市街化調整区域第3期整備事業を平成20年度から5ヶ年計画で実施している。(事業費5,171,197千円 財源内訳:国庫補助金1,090,000千円、起債3,264,100千円、受益者負担金635,628千円、一般財源181,469千円)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成23年度からの地方公営企業法適用を目指していることから、平成23年度以降の「今後の経営状況の見通し」については法適用企業として試算している。 平成21年度までに県へ負担している流域下水道維持管理負担金の剰余金があり、約5億円の還付が見込まれるため、平成23~26年度において特別利益として計上した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		<p>市の集中改革プランでは、平成17年度(4月1日現在)1,261人の定員に対し、平成22年度(4月1日現在)までの5年間で定員削減率8%として101人の職員数の削減を目指し、平成22年度定員計画1,160人に対し、実績は1,133人となり計画が達成された。なお、平成23年度以降の計画は、現在策定中である。下水道事業においては、平成18年度に1名削減を行ったが、平成21年度に地方公営企業法の適用に向けて専門職員を1名増員した。</p>
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>給与構造改革は平成19年4月に達成済みである。行政職給料表(一)の見直しを行い4.77%の改定率とした。地域手当は、国基準では支給割合10%であるが、平成19年度を6%とし、移行平成23年度まで1%ずつ上げていく経過措置をとることとした。給与構造改革後も、国の人事院勧告に併せ給与改定を実施し、引き続き適正な給与水準の維持に努めている。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>下水道事業内には該当なし。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特別昇給は、定年退職については平成17年度に、勲奨退職は平成21年度にそれぞれ廃止した。</p>
福利厚生事業のあり方		<p>埼玉県市町村職員共済組合の規約に基づき負担している。事業主負担は適正に実施している。福利厚生事業は、平成16年度に保養所の借上げを廃止するなど適正化を図ってきたところであり、現在は人間ドック助成等健康管理助成が中心となっている。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>既設管渠の効率的な維持管理及び計画的な管渠更新を図るために、下水道台帳の電子化を進めている。平成18年度を基準として21年度までの3年間でトータル1億2千5百万円を超える一般会計繰出金を削減した。(平成22年度当初予算においては、平成18年度を基準とし1億円の一般会計繰出金の削減をしている。)これに伴い、新規事業の先送りや事業の繰り延べ及び事務事業の徹底的な合理化等により経費を節減するとともに、基金を弾力的に運用して事業を進めてきた。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
<p style="padding-left: 20px;">料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
<p style="padding-left: 20px;">経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>		<p>経営健全化計画については、策定後速やかに公表する予定である。 予算や決算、給与情報は、市の広報及びHPに掲載し毎年度公表しており、引き続き、早期に情報公開を行う。</p>
<p style="padding-left: 20px;">行政評価の導入</p>		<p>平成12、14年に試行導入し、15年度より事務事業評価を本格導入した。事務事業評価は、「マネジメントサイクル」の考えを基に個別評価（必要性、有効性、効率性）を5段階評価し、今後の方向性を6分割（継続から廃止まで）している。第1次評価は事業課で行い、第2次評価は、庁内評価委員会が行い、評価結果を次年度の予算編成等に活用する。</p>
4 その他		<p>下水道事業の経営状況や財政状況をより明確に把握し、事業の健全化・効率化を図るため地方公営企業法の適用を進める。下水道使用料の確保を図るために、普及促進員を採用し促進活動を行い、未接続家屋の早期水洗化を目指している。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	下水道事業においては、平成14年度の上下水道部創設から平成20年度までに5名の職員を削減した。(平成17年度から平成20年度まで間では1名の職員を削減した。)平成21年度には、平成23年度からの地方公営企業法の適用に向けて専門職員として1名増員している。また、資本勘定においては平成20年度より市街化調整区域第3期事業(5ヶ年計画)に着手しているため、減員は困難と思われるが今後も定員管理の適正化に努めるものである。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	使用料回収率は県内でも高水準で推移しているが、今後の維持管理費用の増加が必至であり、また、地域性から大口使用者の割合が高く、これらの者の経費節減の観点からの「使用控え」が収入に大きく影響する傾向もあるため、随時、適正な使用料水準を見極めていく必要がある。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	前回の使用料改定の根拠では使用料対象経費は維持管理費100%、資本費50%とし、残りを一般会計で負担するとしてきた経過がある。しかし、近年は基準通りに繰出されていない状況もあるため、地方公営企業法の適用により各負担区分の明確化・適正化を図っていく必要がある。
4 その他	下水道事業の経営状況や財政状況をより明確に把握し、事業の健全化・効率化を図るため平成23年度からの地方公営企業法の適用に向けて移行事務を進めている。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、 に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
収入の確保	処理区域内人口(人)	A 増減	145,120	144,099	145,759	146,420	148,144	148,963		149,464	149,492	149,518		
		水洗便所設置済人口(人)	140,926	140,612	142,567	142,660	144,882	145,683		146,173	146,200	146,225		
		B 増減			314	1,955	93	2,222	801		490	27	25	
		水洗化率(%)	97.1	97.6	97.8	97.4	97.8	97.8		97.8	97.8	97.8		
		C 増減			0.5	0.2	0.4	0.4	0		0	0	0	
		有収水量(m³)	17,883,895	17,593,413	17,787,612	17,398,879	17,338,000	17,338,000		17,338,000	17,338,000	17,338,000		
		D 増減			290,482	194,199	388,733	60,879	0		0	0	0	
		E 増減			2	2	1	1	0		0	0	0	
	経営の効率化	管理運営費(千円)	I 増減	2,573,731	2,571,083	2,481,323	2,422,381	2,422,381	2,422,381		2,422,381	2,422,381	2,422,381	
			J 増減			2,648	89,760	58,942	0	0		0	0	0
		処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	18	18	17	17	16	16		16	16	16		
		K 増減			0	1	0	0	0		0	0	0	
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	L 増減	119	101	113	113	113	113		113	113	113		
		M 増減			18	12	0	0	0		0	0	0	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	L 増減	51	53	52	50	50	50		50	50	50			
	M 増減			2	1	2	0	0		0	0	0		
その他()	H 増減													
	M 増減													
収入の確保	使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$		83.90	100.43	88.09	86.98	86.73	86.73		86.73	86.73	86.73		
	累積欠損金比率(%)													
	当初計画の目標値 (実績値)													
	延長計画の目標値													
経営の効率化	企業債現在高(百万円)		17,769	17,119	17,482	17,558	17,448	17,532						
	当初計画の目標値 (実績値)													
	延長計画の目標値						17,448	17,532		17,549	17,140	16,560		
	当初計画に計上した施策に係る改善効果額													
収入の確保	使用料収入	改善効果額			9	14	18	23	29	93				
		有収水量の増加			5	10	14	19	25	73				
		使用料の適正化												
		収納率の向上			4	4	4	4	4	20				
	その他()	改善効果額												
		管理運営費												
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	202	204	216	217	219	220						
		改善効果額			0	8	8	8	8	32				
		職員給与費の適正化			0	8	8	8	8	32				
		維持管理費(上記以外)の適正化												
その他()	改善効果額			0	0	0	0	0	0					
	改善効果額			0	0	0	0	0	0					
当初計画改善効果額 合計									61					
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)														

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入											
		改善効果額											
		有収水量の増加											
		使用料の適正化											
		収納率の向上											
	その他 ()												
	改善効果額												
	経営の効率化	管理運営費											
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの				217	217	217		217	217	217	
		改善効果額											
		職員給与費の適正化											
		維持管理費(上記以外)の適正化 ()											
	その他 ()												
	改善効果額												

延長計画改善効果額 合計 A	0
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	26
A + B + C	26
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	25

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を に記入すること。

2 「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。
 【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列) / (有収水量)

・使用料収入

- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列

・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの

- 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方
 民間委託の取組状況
 その他に記入された項目に関する取組等